# 仙台市環境行動計画の一部改定に向けた基礎調査等業務 委託仕様書

## 1 件 名

仙台市環境行動計画の一部改定に向けた基礎調査等業務

#### 2 目 的

令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、同年10月に国の「地球温暖化対策計画」で定める2030年度温室効果ガス排出削減目標が2013年度比46%削減に引き上げられたことを踏まえ、本市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)である「仙台市地球温暖化対策推進計画」について目標等の見直しを検討している。

また、国は、「政府実行計画」において、政府の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを新たな目標としており、各地方公共団体が策定する地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)においても当該目標を踏まえた目標設定が期待されている。

本市役所の事務事業に伴う環境負荷低減の推進を図ることを目的とした「仙台市環境行動計画」(以下、「環境行動計画」)のうち、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)と位置付ける項目についても、「仙台市地球温暖化対策推進計画」の見直しにあわせ、目標や削減に向けた取り組み等の見直しの検討に必要な基礎調査等を行うことを目的とする。

#### 3 期 間

契約日から令和6年2月29日まで

#### 4 業務内容

本業務においては、環境行動計画のうち地球温暖化対策実行計画(事務事業編)と位置付ける項目の 見直しに向けた以下の業務を行うこととする。

(1) 現行計画に基づく実績や取り組み状況の分析

別途本市から提供する、現行計画に基づく温室効果ガス総排出量の実績や取り組み状況について分析し、本市役所における温室効果ガス総排出量の削減に向けた課題等を抽出する。

(2) 施策の追加・拡充可能性の提案

上記(1)を踏まえ、本市役所において追加・拡充できる可能性のある施策を提案すること。 なお、施策の提案にあたっては、「政府実行計画」における措置や、他自治体の先進事例、「仙台 市地球温暖化対策推進計画」に定める施策等を踏まえたものとすること。また、新規・拡充施策の 優先順位について言及すること。

(3) 温室効果ガス削減目標の提案

令和5年度に見直し予定の「仙台市地球温暖化対策推進計画」との整合を図りつつ、上記(1)、(2)を踏まえながら、本市役所における2025年度及び2030年度の温室効果ガスの削減目標案について検討のうえ提案を行う。

## 5 業務の進め方

- (1) 受注者は、業務責任者及び本業務に関する十分な知識と経験を有する主担当者を配置するなど、 円滑に業務を遂行するための体制を確保すること。
- (2) 業務に係る打ち合わせを適宜実施するものとし、その打ち合わせ記録を作成すること。
- (3) 令和5年8月4日までに「4業務内容」(2)について中間報告を取りまとめ、提出すること。
- (4) 令和5年10月13日までに業務全体の中間報告を取りまとめ、提出すること。
- (5) 令和5年12月15日までに業務報告書を取りまとめ、提出すること。
- (6) 令和5年度に見直し予定の「仙台市地球温暖化対策推進計画」の検討状況を踏まえ、履行期間までに上記(4)の業務報告書に修正が必要となった場合には、適切に反映させたうえ、再度提出すること。

### 6 成果品

- (1) 業務報告書(参考資料、根拠データ等を含む) 2部(A4カラー)
- (2) 電子データー式 (Microsoft 社の word 又は excel 形式) 1枚 (CD-R)※報告書等の印刷に使用する紙はグリーン購入法適合品とすること。

### 7 納品場所

仙台市 環境局 環境部 環境企画課

## 8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議して決定する。
- (2) 本委託業務により得られた成果品(電子媒体含む)は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 発注者が提供した資料及びデータ等については、他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で速やかに返却又は抹消すること。